

令和6事業年度「施設園芸セーフティネット構築事業のうち省エネ加速化特例」
加入募集のご案内

更なる省エネ化で 燃料価格高騰に備えましょう

- ✓ 省エネ機器の導入と被覆等の取組を組み合わせ燃料使用量50%以上の削減に取り組む場合、補填数量を70%から100%に引き上げます。

申込期限 10月31日

実施期間 令和9事業年度まで

※日本施設園芸協会への提出締切
※特例を希望する者は令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。

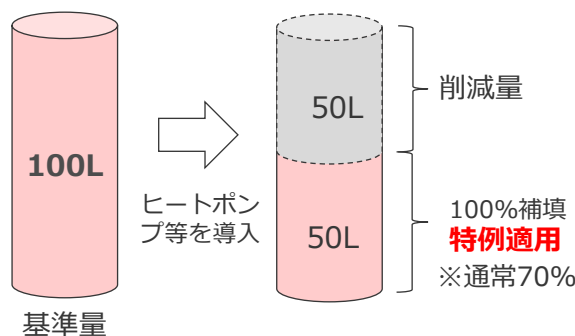
※事業参加者ごとの取組計画に即して申請し、一人一期（最大3年間）までです。

加入要件

- 特例適用の事業初年度に**省エネ機器を導入**する者又は**既に省エネ機器を導入**している者
 3年間で燃料使用量を**50%以上削減**する計画（省エネルギー等取組計画）の作成

SN加入状況	R 5 事業年度加入者				R 5 事業年度未加入者	
	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
省エネ機器導入状況	導入していない		導入済み		導入していない	導入済み
現行計画の削減率	50%未満	50%以上	50%未満	50%以上	—	—
特例対象	○	×	○	×	○	○

省エネ加速化特例の仕組み



省エネ加速化特例補填金 = 補填単価 × 当月燃料購入数量の100%

※補填単価 = 各月の指標価格 - 発動基準価格
※基準量の50%の数量を上限とする
※特例分（30%）は事業年度末に一括交付

省エネ加速化特例加入の申請手続きについて

申請手続

- ・省エネ特例の申請には、右記の書類が必要です。
- ・地域によって必要な書類が異なる場合がありますので、**都道府県協議会**にご確認下さい。
- ・令和6事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の加入申請をしている者に限ります。なお、積立金の契約の変更はできません。

- 省エネ加速化特例申請書
(省エネ機器導入の確認書類含む)
- 省エネルギー等対策取組計画

基準量の考え方

赤字が基準量です。基準量から50%以上の燃料使用量の削減に取り組みます。

Aさん：新たに省エネ機器を導入 Bさん：既に省エネ機器導入済み (単位：L)

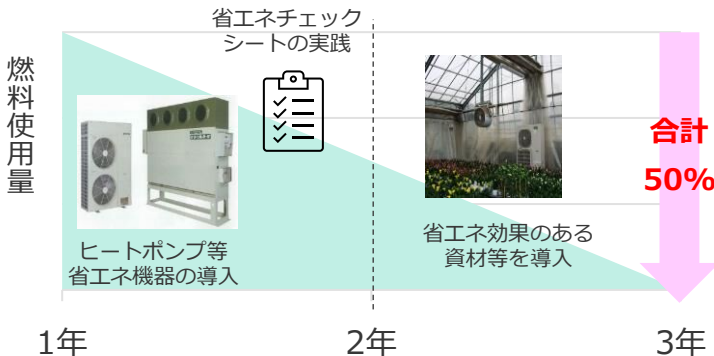
		H30～R2			R3～R5			R6～R8 (特例加入)			基準 数量
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
A さん	現在値	100	—	—	85	—	—	70			70
	目標値		85			70		35			
	実績値	90	80	70	70	65	60				
B さん	現在値	200	—	—	170	—	—	145			180
	目標値		170			145		90			
	実績値	190	180	110	105	100	95				

R2ヒートポンプ導入

50%減

省エネ加速化特例加入に向けたヒント

省エネ計画のイメージ



▲省エネチェックシート



▲省エネ通知のページQRコード



▲省エネマニュアル



▲省エネで収益力向上を

省エネ機器の導入に加え、被覆の多層化や循環扇の導入、環境制御装置の導入など様々な手段を用いて燃料使用量50%以上削減に取り組みましょう！

省エネや生産性向上の取組に活用可能な補助事業

- 産地生産基盤パワーアップ事業 施設園芸エネルギー転換枠等

検索